

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る代理受領 による療養費の支給申請に関する留意事項の再変更 新旧対照表

新	旧（平成28年9月29日付け留意事項一部変更通知）	備考欄
<p>第3 医師の同意について</p> <p>施術に係る療養費の支給は医師の同意が必須であり、申請には必ず同意書（若しくは診断書）を添付してください。また、申請書への記載のほかにも、医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間（医師より指示がある場合）については必ず施術録等により記録を残す、若しくは被保険者からの同意を得たうえで同意書等の写しを保管してください。</p> <p>（1）同意書様式</p> <p>同意書の添付については、下記のどちらかの方法によるものとします。<u>なお、下記様式でなくても、下記様式と同等な内容が記載されている同意書であれば可とします。</u></p> <p>①秋田県後期高齢者医療広域連合指定の様式（様式第10号、様式第11号）</p> <p>②従来の厚生労働省で示している様式及び往療料申請意見書（参考様式第4号）</p> <p>注意1：新規申請の際は、①による提出であっても、「歩行・通院・介助の状況」欄に医師からの記載がない場合は、①と併せて②にある往療料申請意見書を添付してください。</p> <p>注意2：往療料が発生しない場合は、①の場合「歩行・通院・介助の状況」欄が空欄、②の場合は、往療料申請意見書が未添付であっても申請は受け付けます。</p> <p><u>注意3：①及び②において、往療料申請意見書の添付が無い場合</u></p>	<p>第3 医師の同意について</p> <p>施術に係る療養費の支給は医師の同意が必須であり、申請には必ず同意書（若しくは診断書）を添付してください。また、申請書への記載のほかにも、医師の住所、氏名、同意年月日、病名、要加療期間（医師より指示がある場合）については必ず施術録等により記録を残す、若しくは被保険者からの同意を得たうえで同意書等の写しを保管してください。</p> <p>（1）同意書様式の統一</p> <p>同意書の添付については、下記のどちらかの方法によるものとし、4月以降に医師の同意（再同意を含む）を得る場合については、下記の方法以外はすべて返戻対象とします。</p> <p>①秋田県後期高齢者医療広域連合指定の様式（様式第10号、様式第11号）</p> <p>②従来の厚生労働省で示している様式及び往療料申請意見書（参考様式第4号）</p> <p>注意1：新規申請の際は、①による提出であっても、「歩行・通院・介助の状況」欄に医師からの記載がない場合は、①と併せて②にある往療料申請意見書を添付してください。</p> <p>注意2：往療料が発生しない場合は、①の場合「歩行・通院・介助の状況」欄が空欄、②の場合は、往療料申請意見書が未添付であっても申請は受け付けます。</p>	<p>「の統一」を削除</p>

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る代理受領 による療養費の支給申請に関する留意事項の再変更 新旧対照表

新	旧（平成28年9月29日付け留意事項一部変更通知）	備考欄
<p><u>でも申請書は受付しますが、施術師等に往療料申請意見書の内容を文書にて照会し、その回答により支給（不支給）決定を判断いたします。</u></p> <p>(2) 再同意 <u>口頭による再同意も可としますが、できる限り前述のいずれかの方法で同意書を添付してください。</u></p> <p>(3) 主治の医師について 同意書は、できる限り施術を受けるに至った疾病に係る「主治の医師」から得てください。 疾病について、従前の医療機関による診断・治療があるにもかかわらず、やむを得ない理由もなく他の医療機関を受診して発行されたと思われる申請（同意書）については、医師照会等により事実関係を調査したうえで、当該申請の支給（不支給）決定を判断いたします。</p> <p>(4) 保険種別変更の場合の同意書の取扱い 既存の同意書であっても、その同意期間内のみ有効とします。申請にあたっては他保険で使用した同意書の写しを添付し、かつ摘要欄等に「同意書は他保険継続による」といった記載と往療料申請意見書を作成・添付してください。（往療の必要がない場合は、往療料申請意見書の添付は必要ありません。）ただし、3</p>	<p>(2) 再同意 必ず前述のいずれかの方法で同意書を添付してください。 口頭による再同意は不可とし、当該申請は返戻します。</p> <p>(3) 主治の医師について 同意書は、できる限り施術を受けるに至った疾病に係る「主治の医師」から得てください。 疾病について、従前の医療機関による診断・治療があるにもかかわらず、やむを得ない理由もなく他の医療機関を受診して発行された（初回の同意書が同意書発行のためだけに受診した場合等）と思われる申請（同意書）については、医師照会等により事実関係を調査したうえで、当該申請の支給（不支給）決定・返戻を判断いたします。</p> <p>(4) 保険種別変更の場合の同意書の取扱い 既存の同意書であっても、その同意期間内のみ有効とします。申請にあたっては他保険で使用した同意書の写しを添付し、かつ摘要欄等に「同意書は他保険継続による」といった記載と往療料申請意見書を作成・添付してください（往療の必要がない場合は、往療料申請意見書の添付は必要ありません。）ただし、3か</p>	<p>「(初回の同意書が同意書発行のためだけに受診した場合等)」を削除</p>

**はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る代理受領
による療養費の支給申請に関する留意事項の再変更 新旧対照表**

新	旧（平成28年9月29日付け留意事項一部変更通知）	備考欄
<p>か月以上の継続治療を行うときは、<u>前述の再同意の取り扱いと してください。</u></p> <p>(5) 変形徒手矯正術について 必ず1 <u>か</u>月ごとに同意書を添付してください。</p>	<p>月以上の継続治療を行うときは、指定した同意書等を添付して ください。</p> <p>(5) 変形徒手矯正術について 必ず1ヶ月ごとに同意書を添付してください。</p>	